

一般社団法人日本母性看護学会 利益相反委員会 規程

(目的)

第1条 本会は、定款第2条による事業として、役員および会員、講演者（学術集会等における講演者）に係る利益相反に適切に対処するとともに、利益相反に関する重要事項を審議することを目的とする。

(委員の構成)

第2条 本会は、次の委員をもって構成する。

- 1 総務担当理事を含む理事4名以上

(任務)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 利益相反申告書に疑義が生じた場合の調査および答申
- 2 その他、理事会より付託を受けた事項

(規程の改訂)

第4条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

本規程は、令和4年3月22日から施行する。